

建築基準条例
新旧対照表

令和6年（2024年）4月1日
横須賀市都市部建築指導課

旧	新
(建築物の主要構造部に関する制度の特例) 第54条の2 主要構造部が<u>令第108条の3</u> 第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第10条、第12条第2項及び第3項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 2 主要構造部が<u>令第108条の3</u>第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第12条第2項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41	(建築物の主要構造部に関する制度の特例) 第54条の2 主要構造部が<u>令第108条の4</u> 第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第10条、第12条第2項及び第3項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 2 主要構造部が<u>令第108条の4</u>第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第12条第2項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41

旧	新
条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定 （以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造みなす。 （避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用の特例） 第54条の3 <u>令第128条の6</u>第1項に規定する区画避難安全性能を有する区画部分について、区画避難安全検証法により確かめられた区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分に関する第41条第1項の規定の適用については、 「及び令第126条の3の規定による排煙設備を」とあるのは「を」とする。	条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定 （以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造みなす。 （避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用の特例） 第54条の3 <u>令第128条の7</u>第1項に規定する区画避難安全性能を有する区画部分について、区画避難安全検証法により確かめられた区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分に関する第41条第1項の規定の適用については、 「及び令第126条の3の規定による排煙設備を」とあるのは「を」とする。